

被災者に太陽光発電導入費を助成

県では、東日本大震災の被災者が新たに太陽光発電システムを設置する場合に、経費の一部を補助します。ご利用ください。

▽補助対象 ▼東日本大震災により、居住していた家屋に半壊以上の被害を受けた個人（同居する家族を含む）、事務所等に被害を受けた法人（または個人）▼災害公営住宅（戸建）に居住する個人

▽対象設備 被災者が修繕や新築等を行う建物に新たに設置

した太陽光発電設備で、最大出力が10キロワット未満のもの

※申請に必要な書類や設備の詳細については、お問い合わせください。

▽補助金額 太陽電池の最大出力1キロワット当たり2万円

▽受付期限 来年3月31日

※申請額が予算額に達し次第、受け付けを終了します。

◆申請先・問い合わせ 県環境生活部環境生活企画室（☎019162915326）へ。

震災で被災した中小企業を支援 店舗や工場の復旧費を補助します

県と町では、東日本大震災で甚大な被害を受けた地域の経済復興と雇用の回復のため、被災した町内中小企業の店舗・工場などの復旧経費を補助します。

▷補助対象事業者 東日本大震災により事業用資産が被災し、町内で事業を再開しようとする中小企業者

※個人事業主は、町内に住所を有する方に限ります。

▷補助対象経費 被災した事業用資産のうち、事業再開のために不可欠な建物、設備、構築物、機械および装置の新築・購入に要する費用の合計が100万円以上の場合

※機械および装置には一部対象とならないものがあります。

▷補助率 補助対象経費の2分の1以内

▷補助限度額 2,000万円

▷雇用要件 事業を再開した年度から3年以内に従事者数を回復することが要件です。

※従事者には、経営者等を含みます。

▷対象期間 平成23年3月11日以降に実施した事業に遡及して適用できます。

◆申込先・問い合わせ 町水産商工課商工労働係（☎82-3211内線223、224）へどうぞ。

農業労賃等標準額が改定されました

4月1日から適用です

平成26年度の町農業労賃等標準額が表のとおり決まりました。適用期間は4月1日から来年3月31日までです。雇う人も雇われる人も標準額を守りましょう。

▽人力の部の実働時間が1日8時間を越えた場合は、1時間単位で超過額を加える。

▽畑作業（人力の部）のパートは、1時間当たり700円とする。

▽機械の部の標準額には、すべてオペレータ賃金と燃料代が含まれる。

▽湿田の耕起、刈り取り脱穀（コンバイン）は10000円増しとする。

▽刈り取り結束（バインダー）の結束用縄代は、委託者負担とする。

▽もみの運搬費用は、

平成26年度の町農業労賃等標準額が表のとおり決まりました。適用期間は4月1日から来年3月31日までです。雇う人も雇われる人も標準額を守りましょう。

▽10キロワット当たり10000円とする。

▽10キロワット未満の代かきは、1割増しとする。

▽5キロワット未満の代かきは、1割増しとする。

▽牧草こん包（ロールベール）の基準は1日×1日とする。

▽標準額には消費税および地方消費税は含まれない。

▽そのほか詳細については、両者の話し合いで決める。

◆問い合わせ 町農業委員会事務局（☎82-3111内線214）へどうぞ。



◆機械の部

種別	使用機械・区分	単位	標準額
水田作業	耕起	耕運機およびトラクター	10畝 5,900円
	代かき	〃	〃 6,700円
	くろめり	くろめり機	1畝 50円
	田植え	田植機	10畝 6,500円
	刈り取り結束	バインダー	〃 7,300円
	刈り取り脱穀	コンバイン	5畝未満 1畝 1,700円
			10畝未満 〃 1,600円
			10畝以上 〃 1,500円
	乾燥	乾燥機	10畝 7,500円
	脱穀	全自動脱穀機	1時間 4,000円
畑作業	転作田草刈り	特に設定なし	10畝 5,000円
	全般	耕運機およびトラクター	〃 5,800円
	種まき	コーンplanター	〃 3,000円
	刈り取り	コーンハーベスター	〃 9,000円
共通	牧草こん包	ロールベール	1個 1,500円
	牧草ラッピング	ラッピングマシン	〃 1,500円
共通	たい肥散布	マニユアスプレッター	10畝 3,100円

◆人力の部

種別	金額	標準額 (1日8時間)	超過額 (1時間当たり)
水田作業		5,400円	800円
畑作業		5,400円	800円